

殿

申入書

「エネルギー対策特別会計改正案」可決成立を 体を張って阻止してください

現在、参議院で審議中の「復興庁設置法の一部を改正する法律案」の中に、「エネルギー対策特別会計改正案」が束ねられています。

この「エネルギー対策特別会計改正案」の骨子は、「エネルギー対策特別会計」構成する、

- ①「エネルギー需給勘定」
- ②「電源開発促進勘定」
- ③「原子力損害賠償支援勘定」

のうち、「エネルギー需給勘定」から「電源開発促進勘定」への資金繰り入れを可能とするというものです。

「エネルギー対策特別会計」内の各勘定は、財源と目的を厳密に区分しています。「エネルギー需給勘定」は、石油石炭税を財源とし、再生可能エネルギーの導入促進や、石油・天然ガス・石炭などの開発促進に用途を限定しています。目的税ですから当然のことです。

ところが、本法案は、このように用途の限定されている「エネルギー需給勘定」の資金を、原発振興や福島原発事故汚染土の中間貯蔵施設整備を目的とする「電源開発促進勘定」に繰り入れられるようにするものです。

以下のような理由で、この「エネルギー対策特別会計改正案」は犯罪的です。

- ① 「エネルギー対策特別会計改正案」が、本来審議されるべき経済産業委員会ではなく、復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法、復興財源確保法と束ねて東日本大震災復興特別委員会に提出されていること自体が不適切です。
- ② この法律案が目指すように勘定間の資金転用を認めると、特定の財源として国民から徴収した税が時の政府の意のままに都合の良い勘定に流用される

恐れがあります。しかも、この法律案は本来の勘定への返済期日の明記がない点から、政策決定者による国民財産の横領行為を防止することができないという大きな問題を抱えるものです。

- ③ 再生エネルギーの普及拡大は、地球環境を守る観点から世界的に推進が要請されており、わが国においても国民の圧倒的多数が望むところです。ところが、本来再生エネルギーの普及拡大に投入されるべき資金が、福島原発事故による汚染土の中間貯蔵施設の費用に流用され、さらには「電源開発促進勘定」に繰り入れられることで原発立地自治体への交付金や原発開発資金にも流用されかねないことは、わが国のエネルギー政策を「再生エネルギーへの普及拡大を妨げて原発振興へ」という誤った方向へと向かわせるものです。

私たちは、「エネルギー需給勘定」の財源を、石油石炭製品への石油石炭税上乗せという形で負担しています。しかしその資金が再生可能エネルギーの開発・普及に使われることには、私たちは何ら異議を唱えるものではありません。

しかし、再生可能エネルギーの開発・普及のために負担しているはずの資金が、誤った国策である原発推進の結果もたらされた福島原発事故処理の穴埋めに流用され、あまつさえ「電源開発促進勘定」に繰り入れられることによって原発振興にまで流用されることは、私たちの到底認めることのできないことです。ありていに言えば、これは詐欺の類です。

福島第一原発事故処理の費用は第一義的に東京電力が負担すべきものです。国費からの支出が必要なのであれば、まず、「電源開発促進勘定」における原発振興を目的とした支出を止め、それを福島第一原発事故処理の費用に振り向けるのが先でしょう。

また「束ね法案」の問題以上に、今回法案は「特別会計のなし崩し的一般会計化」の問題を含んでおり、長期的にみて税徴収の公明性、国民の信頼性、透明性などの根幹条件を揺るがしかねません。

貴党におかれましては、このような犯罪まがいの法案の参議院可決成立を体を張って阻止するよう要望します。

右申し入れます。

伊方原発広島裁判原告団

〒733-0012 広島市西区中広町2-21-22-203